

《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安(※)
0人	532万円	733.3万円
1人	570万円	775.6万円
2人	608万円	817.8万円
3人	646万円	860.0万円
4人	684万円	902.2万円

(※)「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しておりますのでご注意ください。

注1) 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

注2) 扶養親族等の数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

注3) 社会保険料控除及び生命保険料控除に相当する額として、一律8万円を控除します。

また、市町村民税について下表の控除を受けた方は、それぞれの額を控除します。

雑損控除	地方税法で控除された額
医療費控除	地方税法で控除された額
小規模企業共済掛金控除	地方税法で控除された額
障害者控除	障害者1人につき27万円(特別障害者の場合、1人につき40万円)
寡婦(夫)控除	27万円(寡婦控除の特例を受ける場合は35万円)
勤労学生控除	27万円

【所得制限限度額の確認方法】

※以下の「参考にする書類」は、提出書類ではありません。

	給与所得者(サラリーマン)で会社で所得の申告をしている方	自営業の方、給与所得者(サラリーマン)で確定申告をした方
参考にする書類	源泉徴収票	確定申告書の控え
確認箇所	給与所得控除後の金額	所得金額の合計